保護者の皆様

豊岡市教育委員会

緊急事態宣言発令に伴う対応について

日頃は、新型コロナウイルス感染症予防に対し、適切にご対応いただきありがとう ございます。

さて、1月13日に国から緊急事態宣言が発令されました。それに伴う県の方針を 踏まえ、下記のことにご留意いただきますとともに、引き続き、お子様やご家族の皆 様の感染防止に努めていただきますようよろしくお願いします。

記

1 欠席等の取り扱い

- (1) 風邪症状(のど痛、咳、発熱など)がある場合は、自宅で休養させてください。あわせて、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、自宅で休養させてください。
- (2) 市内の感染者が増加していることを踏まえ、感染が不安で出席できない場合は、各学校に相談してください。
- (3) (1)(2)の場合、また、感染予防のために欠席される場合は、いずれも欠席扱いになりません。

2 その他

- (1) 毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底いただきますとともに、20時以降の不要不急の外出を自粛していただきますようお願いします。
- (2) 休日に新規に濃厚接触者及び陽性者と判定された場合は、その結果を市役所の代表番号(23-1111)に連絡してください。
- (3) お子様のことで気にかかることがあれば、学校に連絡してください。